

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県豊後高田市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	・障害者福祉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・身体障害者手帳情報ファイル ・障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の20
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 総務課 TEL:0978-22-3100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 社会福祉課 電話0978-22-3100
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うこととしている。また特定個人情報の記載がある書類は厳重に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う障害福祉システムは担当者のみが閲覧、登録できるようアクセスが制限されている。また、書類についても厳重に取扱い、漏洩や滅失、毀損へのリスク対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 Tel0978-22-3100	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 Tel0978-22-3100	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	社会福祉課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 Tel0978-22-3100	社会福祉課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 Tel0978-22-3100	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年1月10日	II ー①	42035	令和2年1月10日 時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和2年1月10日	II ー②	42035	令和2年1月10日 時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和2年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 植田 克己	社会福祉課長 田染 定利	事後	
令和3年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 20の項	番号法第19条第8号 別表第二 20の項	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	身体障害者福祉法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき身体障害者手帳に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。①身体障害者手帳の交付申請の受理、交付申請の却下の通知②身体障害者手帳交付台帳の整備③氏名の変更及び居住地を移した時の届け出の受理、変更内容の記載及び手帳の返還④身体障害者手帳の返還の受理及び命令	身体障害者福祉法(昭和24年法第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務	事後	評価の再実施に伴い精査した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・障害者福祉管理システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー	障害者福祉管理システム	事後	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第11条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の20	事後	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 20の項		事後	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	社会福祉課長 田染定利	社会福祉課長	事後	
令和6年12月25日	Ⅱ. 1	令和2年1月10日 時点	令和6年10月1日時点	事前	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	Ⅱ. 2	令和2年1月10日 時点	令和6年10月1日時点	事前	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続		接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	評価の再実施に伴い精査した。
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うこととしている。また特定個人情報の記載がある書類は厳重に保管している。	事後	
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報を取り扱う障害福祉システムは担当者のみが閲覧、登録できるようアクセスが制限されている。また、書類についても厳重に取扱い、漏洩や滅失、毀損へのリスク対策を講じている。	事後	